

秩父市農業委員会 令和８年 第８回定例総会 議事録

１ 開会閉会の日時及び場所

(１) 開会日時 令和８年８月２１日（金）午後１時３０分

(２) 閉会日時 令和８年８月２１日（金）午後２時４７分

(３) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 ２階ホール

２ 会議を組織する委員の定数

(１) 定員数 ２７名（農業委員１３名、農地利用最適化推進委員１４名）

(２) 現在数 ２７名（農業委員１３名、農地利用最適化推進委員１４名）

３ 出欠席の状況及びその氏名

出席数 ２５名（農業委員１３名、農地利用最適化推進委員１２名）

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席 番号	農業委員氏名	出席 状況	議事録 署名人	地区	推進委委員氏名	出欠 状況
１番	黒 田 昭 雄	出席		第１ 区域	松 澤 眞 一	出席
２番	高 田 忠 一	出席			今 井 和 美	出席
３番	○吉 川 稔	出席	●	第２ 区域	内 田 克 明	出席
４番	風 間 操	出席	●		内 田 信 之	出席
５番	浅 見 健	出席		第３ 区域	小久保 健 司	欠席
６番	石 橋 忠	出席			田 口 徳 行	出席
７番	○新 田 恭 一	出席		第４ 区域	岩 田 美早紀	出席
８番	富 田 博 明	出席			齊 藤 稔	出席
９番	◎横 田 友	出席		第５ 区域	新 井 明 弘	出席
１０番	豊 田 恵 男	出席			新 井 節	出席
１１番	青 野 孝 司	出席			新 井 安 治	出席
１２番	富 田 典 孝	出席			岡 田 英 幸	出席
１３番	新 井 一 雄	出席		第６ 区域	浅 見 喜 一	出席
					木 村 誠 司	欠席

◎印 農業委員長

○印 会長職務代理者

●印 議事録署名人

4 議事日程

日程第1 開会・開議

日程第2 議事日程の報告

日程第3 総会成立の報告

日程第4 議事録署名委員の指名

日程第5 諸報告

日程第6 審議議案の報告

日程第7 議案審議

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)

議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について (10件)

議案第40号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について (3件)

日程第8 閉議・閉会

5 農業委員会事務局職員

職 名	氏 名	備 考	職 名	氏 名	備 考
事務局長	黒 澤 美紀子		主 幹	小 川 英 孝	書記
主 査	笠 原 信 之		主 任	川 上 僚 太	書記
主 査	平 沼 治 貴		主 任	森 前 大 樹	
			主 事	高 野 友 陽	

6 会議の概要

日程第1 開会・開議

議長（横田 友会長） ただいまから、秩父市農業委員会令和8年第8回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長（横田 友会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承ください。

日程第3 総会成立の報告

議長（横田 友会長） はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

黒澤事務局長 本日の出席は、農業委員は、13名中13名、農地利用最適化推進委員は、14名中12名です。

議長（横田 友会長） 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（横田 友会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

3番 吉川 稔 委員 及び 4番 風間 操 委員 以上、お二人にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小川主幹 及び 川上主任 を指名いたします。

日程第5 諸報告

議長（横田 友会長） 次に、諸報告でございますが、前回総会以降に処理した案件について報告いたします。事務局に説明をさせます。

黒澤事務局長 本日付け、報告文書をご覧ください。1、農業用施設の設置についてです。

詳細は記載のとおりでございます。番号1ですが、●●定例会においてご審議いただきました案件の際に、農業用通路の届出がない事がわかり、是正のため届出がされたものでございます。以上でございます。

日程第6 審議議案の報告

議長（横田 友会長） 次に本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をさせます。

黒澤事務局長 令和8年第8回定例総会において、ご審議いただきます議案について申し上げます。

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について （2件）

議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について （10件）

議案第40号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について （3件）

以上でございます。

日程第7 議案審議

議案第38号上程 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（横田 友会長） 次に、議案第38号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局（川上主任） 私からは番号1と番号2について説明します。議案書の1ページ目をご覧ください。まず番号1について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、●●●●●●、畑1筆、面積は●●●㎡で、譲渡人が平成●●年に相続で取得した農地です。案内図をご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から南西●●●mに位置しております。申請事由について説明します。申請地は昭和●●年に住宅として転用許可を受け、これまで住宅として使用されてきました。その後、住人の退去に伴い建物が撤去され、更地になっていたところ、申請地の隣接地に住む譲受人と申請地から離れた場所に暮らす譲渡人との間に話がまとまり、この度申請に至りました。譲受人に農作業歴はなく、農作業への年間従事日数は譲受人が●●●日、耕作人数は譲受人●●を予定しています。また、自宅から申請地までの平均移動時間は●●で、作付作物としては、●●●●、●●●●、●●、●●●、●●●●●、●●●●などの●●●●を栽培する予定です。また農機具として、●●●●、●●●●●、●●●●●を所有しています。権利の種類は、所有権移転です。現地を確認したところ、申請地内に元々敷設されていた砂利を除去し、土ふろい作業を行っている途中でした。

次に番号2について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、●●●●●●●●、畑2筆、●●●●、4筆、●●●、1筆、合計7筆、●●●●●●㎡で、譲渡人が令和●年に相続で取得した農地です。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●●●●●●●から南●●●mに位置しております。申請事由について説明します。この度、譲受人と申請地を耕作する意思がない譲渡人との間に話がまとまり、申請に至りました。譲受人に農作業歴はなく、農作業への年間従事日数は●●●日、耕作人数は譲受人●●を予定しています。また、自宅から申請地までの距離は●●●kmで、作付作物としては、●●●●、●●●●などの露地野菜、●●、●●、●●、●●●●、●●●●●などの果樹を栽培する予定です。また農機具として、●●●●●を購入する予定です。権利の種類は、所有権移転です。現地を確認したところ、大きく分けて2箇所が保全管理、1箇所が遊休農地状態でした。説明は以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

3番 吉川 稔委員 3番吉川です。番号1について意見を申し上げます。概要については、先程、事務局の方の説明した通りです。先日、今井推進員さんと事務局と現地を確認して参りました。もともとそこに建物が建っていたということで、今現状は更地にして、先程言ったとおり土作りというか、畑ができるような状態に戻している段階でした。こういうケースは案外、●●では珍しいですけれども、逆に農地をやっていただけるということで、大変いいことではないかと思います。自宅からも近いということで、よろしいのではないかと判断いたしました。以上です。

1区今井 和美委員 1区の今井です。事務局と吉川委員さんと先日見てまいりました。大体事務局と、吉川委員さんがおっしゃってた事と同じで、でもここ●●にしては凄く平らな土地なので、こ

れを利用していただけるのは、ありがたいなと思いました。庭先に●●●●とかが少し植えてあったので、丁寧にやってくれることを信じております。以上です。

1 2 番 富田 典孝委員 1 2 番富田です。現地の方見させていただきました。2 か所のところは概ね作付けできるんじゃないかと思いますが、正直、奥に長いんですけども、そこがね、かなりちょっと、大変なんじゃないかなって感じる場所でした。ただ、それなりのあの●●や●●、それなりの仕事をしているような方らしく、なんとかなるんじゃないかなってという話は聞きましたんで、期待と、これからのね、●●●●●●の方なんですけど、期待も込めて、頑張っていたきたいという思いでいるところです。鳥獣害の方もなんとか頑張ってもらいたいと思います。以上です。

4 区 岩田 美早紀委員 4 区の岩田です。皆さんが説明した通りで、私の意見としましては、鳥獣害対策をしっかりなさるようなのと、1 年かけて耕作するという計画もしっかりなさっているようなので、まあとてもいいんじゃないかなと思いました。以上です。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当農地利用最適化推進員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。意見ございませんか。

1 3 番 新井 一雄委員 1 3 番新井です。番号2 についてお伺いします。譲受人が農業未経験ということを知りましたが、面積が●●以上で、●●●、広いですね。凄い面積のもんですから、やる気満々の気持ちは分かるんですけども、この譲受人の方の今職業はどういう職種なのか。分かれば年齢もお願いします。

事務局（川上主任） はい、ご質問頂きありがとうございます。新井委員さんからご質問いただいた、譲受人の職種という事と年齢の関係なんですけれども、仕事が、●●●で、年齢が●●●です。以上です。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。他にご意見等ございませんか。
（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。議案第3 8 号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。
（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそうように決しました。

議案第3 9 号上程 農地法第5 条の規定による許可申請について

議長（横田 友会長） 議案第3 9 号農地法第5 条の規定による許可申請についてを議題いたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局（川上主幹） 私からは番号1 から3 について説明します。議案書の2 ページ目をご覧ください。まず、番号1 について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。申請地は、●●●●●●、畑2 筆、合計●●●●●●m² で平成●●年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●から北東●●●mに位置し、立地の基準につきましては、都市計画区域の用途地域内の農地として、第3 種農地と判断しました。転用の目的は、資材置場の敷地拡張です。申請事由を説明します。譲受人は、昭和●●年頃から申請地を資材置場と

として使用していました。この度、申請地の分筆登記を行おうとしたところ、申請地が農地転用許可を受けていない農地であることが判明し、申請に至りました。違反転用状態であったため、本申請に際し始末書が添付されています。権利の種類は賃借権で資金調達計画は整っています。また、隣接地に承諾が必要な農地はありません。現地を確認したところ、資材置場の状態になっていました。次に、番号2について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。申請地は、●●●●、畑9筆、合計●●●●●●㎡で平成●●年と平成●●年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●●●から北西●●●mに位置し、立地の基準につきましては、都市計画区域の用途地域内の農地として、第3種農地と判断しました。転用の目的は、宅地分譲です。申請事由を説明します。譲受人は、●●●●を営んでおり、学校やスーパーにも近く、日常生活や防犯の観点から住宅用地として適している申請地を買受け転用し、宅地分譲地として活用したいとして申請に至りました。計画では宅地分譲5区画を予定しています。権利の種類は所有権移転、一部通路部分が賃借権で資金調達計画は整っています。また、隣接地の農地は一体利用地の地権者が所有しており、承諾が必要となる農地はありません。なお、申請地の一部に古い住宅が建っており、本申請に際し始末書を添付していただいたおります。現地を確認したところ、一部違反転用、一部保全管理、一部不耕作状態になっていました。

次に、番号3について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。申請地は、●●●、田1筆、●●●●●㎡の内●●●㎡で平成●●年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●●●●●から北西●●●mに位置し、立地の基準につきましては、都市計画区域の用途地域内の農地として、第3種農地と判断しました。転用の目的は、自己用住宅です。申請事由を説明します。譲受人は、●●●●●●●●●●になり、現在の居住地では将来的な生活が不便であると感じ、譲受人の●●●●●●●●●●近くにある申請地へ住宅を建築し、移り住みたいとしてこの度申請に至りました。権利の種類は賃借権で資金調達計画は整っています。また、隣接地に承諾が必要となる農地はありません。現地を確認したところ、保全管理の状態になっていました。説明は以上です。

事務局（森前主任） 番号4番について説明します。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。申請地は、●●●●●、畑3筆、計●●●●●㎡です。隣接の宅地と併せて、計●●●●●㎡を一体利用地とします。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●から北東に約●●●m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。転用の目的は、宅地分譲です。

申請事由について説明します。対象地は譲渡人●●が平成●●年に相続いたしました。その際、建物が先代の時代より貸家として賃借しており、当時より、未登記の状態で放置している状況であり、土地のみ相続登記を行いました。なお、申請地の賃借人が今年になって●●●●●●です。譲渡人●●は現在、●●に住んでおり、管理も大変なため、これを機に●●●●●へ売買を決め、調査したところ、一部地目が畑のままの違反転用状態が判明した次第です。

次に宅地分譲の理由について説明します。譲受人は●●●●を営んでおり、宅地造成・整地工事を行い優良住宅用地として販売したいため、本申請に至ったとのことです。権利の種類は所有権移転で、売買です。資金調達計画は整っています。過去の違反転用については、譲渡人から始末書が添付されております。説明は以上です。

事務局（小川主幹） 番号7番について説明します。譲受人、譲渡し人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、●●●●●、畑1筆、●●㎡で、平成●年に相続により取得した土地です。申請地は●●●●●から北に約●●●m離れた場所にあり、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は、●●●の拡張でございます。現地は平成●●年頃から駐車場として利用されてきておりまして、始末書が添付されております。周辺では、同じく譲受人の駐車場として使われていた農地が何筆かございましたが、是正を指導してきておりまして、ここ1年くらい、何度か是正申請をしていただき、今回の申請で、是正は完了ということになっております。

次に、番号8番について説明します。譲受人、譲渡し人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、●●●●●、畑4筆、●●●㎡で、令和●年に相続により取得した土地です。申請地は●●●●●●●●●●から北西に約●●●m離れた場所にあり、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は、資材置場でございます。譲受人は●●●を営んでおりますが、今現在使っている資材置場が手狭になり、●●●●●●●●●●近くで資材置場を探しておりました。現地は、●●●●●●●●●●●●●●●●の●●●●や一時的に保管のできる広さもあり、また、一体利用する宅地には、建物が建っておりますが、そのまま保管場所として利用する計画です。現地は不耕作の状況で、庭か作業場として使われていたような状況でした。

事務局（笠原主査） 私からは、番号9、番号10について説明します。まず、番号9について説明します。譲受人、譲渡人、申請地、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。申請地は、●●●●字●●●●、畑5筆、●●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●の●●●●から北北西約●●●km付近に位置しており、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。転用目的は、駐車場・資材置場で、追認の案件です。譲受人は、●●●●●●●●●●●●●●●●を営む法人です。申請事由ですが、譲渡人は平成●●年に相続いたしました。先代の頃より申請地は駐車場・資材置場として、個人や法人を相手に賃借しておりました。令和●年●●月より譲受人が賃借を開始いたしました。今後のことを譲渡人、譲受人の双方で話し合った結果、売買することで話がまとまりました。申請地が農地で違反状態であることが判明し、始末書添付のうえ、この度の申請となりました。なお、譲受人は道を挟んで対面に事務所を構えており、事務所の隣接にも資材置場・駐車場がありますが、そこでも農地法違反がございましたので次の番号10でご審議いただきます。売買のため土地購入資金が必要となりますが、資金計画は整っております。現地を確認しましたところ、駐車場・資材置場として利用されておりました。

次に、番号10について説明します。譲受人、譲渡人、申請地、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。申請地は、●●●●●●●●、畑2筆、合計●●●●m²で、平成●●年、令和●年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は、●●●●●●●●の●●●●から北北西約●●●m付近に位置しており、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。

●●●●であり、この●●は●●●●●にも●●●●●●ことから、大勢の●●●が訪れております。現地を確認したところ、平日にも関わらず、駐車場は満杯の状態でありました。始末書が添付しており、やむをえないと感じました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

7番 新田 恭一委員 7番新田です。8番について意見を申し上げます。説明の方は小川主幹の話した通りです。橋の真横って言いますか、橋を渡って下へ下ってきて、家があるというような作りでございます。もうしばらく誰も住んでないというところから、●●●●●とこういう風な形の資材置き場でございます。家の方を、母屋の方を、色々雨が降っては困るというものを置いておく。まだ申請地の方には、外に出しておいても大丈夫なものを置くということで、そこを利用するというでございまして。現在あの●●と●●●ですか、この2か所に同じような形態の資材置き場があるんですが、非常にあの綺麗に使っておりますし、ここもそういう風に使っていただけるんじゃないかと、近所に迷惑がかからないようにこういう風なことが、要求されます。で、またあの畑の方なんです、現在あの防草シートがですね、一面に貼られておりまして、その横には、雑草っていうぐらいですが、もう何年も耕作した跡はございません。そういうことで、防草シートで覆われておりますし、仕方ないのかなと、こういう風に思いますので、ご審議願いたいと思います。以上です。

[illegible]

議長（横田 友会長） ありがとうございました。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

質問等がありますか。

(「質疑なし」と言う人あり)

議長（横田 友会長） それでは質疑、意見等無いようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第39号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそうのように決しました。

議長（横田 友会長） 次に議案第４０号農地法第２条第１項に規定する農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局に議案の説明をさせます。

①土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難であること。
②周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるとき。以上2点について、確認を行いました。

黒澤事務局長 私からは、番号2について説明をいたします。申請地は●●●●●●、畑1筆、●●●●㎡で、令和●●年に相続により取得した土地となります。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●から南西約●●●メートル付近に位置しております。本件は、土地の所有者から非農地判断について申し出があり、この土地が農地法 第2条第1項に定義する農地に該当するか否かについて、判断をお願いするものです。非農地の判断基準等については、番号1と同様です。

事務局（笠原主査）番号3について説明します。案内図をご覧ください。申請地は、●●●●●●●●
●の北東、約●●●メートル付近に位置する土地で、●●●●●●●●、畑●●●㎡で、昭和●●
年に贈与により取得した土地です。本件は、この土地が、農地法 第2条第1項に定義する農地に
該当するか否かについて、判断をお願いするものです。所有者から非農地判断について 申し出が
あり、●月●●日に担当委員の皆さんと現地を確認しました。非農地の判断基準等につきましては、番号1、番号2と同様です。

申請地は隣接している、●●●●●●●●●●●●●●●●●●を昭和●●年頃に整備した際に残地として残ってしまった土地で、筆の形もイビツで隣接は道路と斜面に挟まれた土地です。所有者も高齢となり、子どもも畑として管理していくのは土地の状況的に難しいとのことで、このたびの申出となりました。面積が小さいこと、筆の形が細長いような形であることなどから、ここでの営農は

困難であるのではないかと考えます。説明は、以上でございます。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

1 2 番 富田 典孝委員 1 2 番富田です。現地見に行きました。下の部分は、かろうじて道路には面していますが、かなり、竹、雑木、かなり大きく育っております。傾斜地でもありますからこれは、農地に戻しても多分継続していくことは難しいと感じます。それから、上の方はですね。これ人がようやく歩けるような道を通って登っていくようなところで、よくこれで農地で昔頑張っていたのかと思うと頭が下がるですが、まあ、今もそういう農地で、頑張ってる方もいらっしゃると思いますから、そうとばかりは言えないんですけど、ここもやっぱりちょっと今から農地に戻すのは、非常に困難だと、見える形ではございました。以上です。

4 区 岩田 美早紀委員 4 区の岩田です。私も同意見です。やむを得ないかなと思います。以上です。

5 区 新井 明弘委員 5 区の新井です。あの農業委員さんが今お伝えした通りなんですけども、あの補足としましてですね。あの道の端にかなり狭いところですけど、斜面がきつくてですね、竹、しのがはえてまして、自分もこういう所持ってるんですけども、なかなか畑にできるような状況ではないと思ひまして、あの畑に戻すのは難しいと思ったんですけども。そこのところは、ちょっと沢が流れてたりしてですね、ちょっと斜め、この辺り斜めで本当、これは本当にもう竹林になっておりまして、かなり作業が、昔の人は大変だったかと思ひますけども。なかなかあの吉田の方もこういうところ多いんですけども、なかなかこういうようなところはないような気もいたしますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

4 番 風間 操委員 4 番風間です。2 番について意見を申し上げます。概要は事務局の説明の通りです。先日、事務局と農業委員の豊田さん、推進員の内田信之さん、内田克明さん、5 人で、現地を確認いたしました。現地は傾斜地であり、竹が生い茂っており、かつ下草も繁茂しており、山林の形態でありました。また隣接地も山林となっております。とても畑に戻して耕作することは、困難と判断いたしましたところでございます。以上です。

2 区 内田 信之委員 2 区推進員の内田信之です。概況は、事務局さんの方の説明通り。5 名で、現況を確認しました。公図にありますように道路に面してところが約 8 メートルぐらいしかなくて、奥行きが約 50 メートル強ぐらいの、土地なんですけれども、奥に行くほど傾斜がきつくなっておりました。また、申請地の左手は山林ですが、境が一体化してしまひて、その境だと思われるところに、ヒノキの黒木のヒノキが何本も植えてありました。もう樹齢 40 年か 50 年ぐらい経っているような状況です。それから、土地の中に入ってみようと思ひましたけども、山林としても全く管理されていない状況で、もう竹等が繁茂してしまひて、中に入るのを躊躇するような状況でした。また申請地の奥側は、公図でいくと赤道が通っていますので、行って上から確認してみようかと思ひましたけれども、また草が生い茂って、そこのところまで行く事ができませんでしたので、この地形手前から奥に行くほど傾斜がきつくなっておりまして、もうこの状況でも、もう畑に復元するのはきついと想定されます。また、畑に復元したとしても傾斜がきつく、管理機やトラクターの使用ができない、そんな風な厳しい土地ですので、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

2 区 内田 克明委員 2 区の内田です。私も一緒に皆さんと一緒に上がってみましたね。

その写真で言うと右側の黄色い線の端上が、そこを端っこをずっと上まで上がりました。そちらで、あの竹林の中を歩くのは、ちょっと厳しいので、あの端っこ通ったらどうにか畑のようななんというか、草ぐらいただったら登れたんで、上の方まで上がってみましたけれども、やっぱり傾斜がきつく、あの昔の赤道ですよ。そのラインも、分かりません。で、なにしろ竹がもう相当太くなっている状態なので、畑に戻すというのは、ちょっと竹の根っこは楽に1メートル以上、1年で延びちゃうぐらいたと思うんでね、厳しいのではないかなと思いますよね。そう下の方は、雑木がいっぱいだし。これは非常に厳しいかなと思いますんで、皆さんの審議よろしく願いいたします。

2番 高田 忠一委員 2番高田です。番号3で、●●の●●地区で、あの図では三角みたいな感じなんですが、さっき説明の通りで、林道、●●から●●に抜ける道、それ作った時に、●●の場合にはあんな土地がいくつもあるんですよ。土地買ってくれた方が楽なんですけど、買ってないで残してある。じゃあ残されたほうの農地は、農地として使うかという、多分この家は一切使っていない。農地調査やったら、これ●●●㎡しかないんですけど、まだ●●●㎡あればよくて、もうちょっと少ない、ああいう仕切れのあの場所が●●地区にはあります。ある意味では、昔だから地主の押しの強い人は、買ってくれて強く、買わなきゃ出さないって言えば買ったかもしれない。だからそういう風な土地があった中で、今回こういう申請になったんですけども、本当にあの反対側はシノが生えてて、狭いとこは1メートルもないような土地がずーっと繋がってて。●●●㎡ですから、実際にあの30数メートルだったかな。狭い所は1メートルぐらいの土地が残ってたという風な状態で、当然ながら農地として活用しようもない状況ですので、しょうがないなという風な土地ではないかなと思います。あと最適化のメンバーも一緒に行きましたので、よろしくお願い致します。

5区 新井 明弘委員 5区の新井です。今委員さんが説明した通りなんですけど、自分が行ったところは、あの何も言わなければ、この道端のような所は、道路だと思って勘違いするようなどだと思います。あの書類上で見てみると、そうなんだ、って感じになりますけども、一緒の道路という扱いになっているようです。それであの斜面になってまして、シノが生えておりまして、それでシノとか木が生えてますけれども、これを切ってしまうと、土砂崩れが起きてしまう恐れもありますので、もし出来ればご審議いただきまして、あのお願いできればと思いますので、よろしくお願い致します。

5区 新井 節委員 5区の新井節です。3番について申し上げます。●●日に現況を確認して参りました。●●●㎡の土地っていうのは、ほとんど林道の法面と事実上の路側帯のような状態になっていて、これはもちろん整備しないとですね、林野化しているわけですけど。これを農地と判定するのは、かなり、非合理的な感じがしました。以上です。ご審議の方よろしくお願い致します

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

質問等はございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第40号について、農地法第2条第1項に規定する農地には該当しない

ものと判断することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

議長(横田 友会長) 全員が賛成であります。よって、農地に該当しないと判断することに決しました。

日程第8 閉議・閉会

議長(横田 友会長) 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。

これをもって秩父市農業委員会 令和8年第8回定例総会を閉会いたします。